

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、
(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成19年3月9日のカップ・クリエイト株式会社の株価の終値は、1,774円、株式会社ゼンショーの株価の終値は、1,340円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

(1) カップ・クリエイト株式会社株式について

(1,774円 × 3,150株)

－ 買付価額 5,397,900円 (注) = 190,200円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、19万円

(注) 買付価額は、

1,705円 ×	200株
1,706円 ×	50株
1,707円 ×	800株
1,711円 ×	150株
1,715円 ×	150株
1,717円 ×	1,000株
1,718円 ×	300株
1,719円 ×	300株
1,720円 ×	200株

 の合計額である。

(2) 株式会社ゼンショー株式について

(1,340円 × 2,500株)

－ 買付価額 3,276,000円 (注) = 74,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、7万円

(注) 買付価額は、

1,310円 ×	2,000株
1,312円 ×	500株

 の合計額である。

課徴金納付命令対象者②

(1,774円×3,000株)

－買付価額5,150,000円(注) = 172,000円

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,715 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 1,716 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 1,719 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金納付命令対象者③

(1,774円×1,000株)

－買付価額1,710,950円(注) = 63,050円

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、6万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,709 \text{円} \times 50 \text{株} \\ 1,710 \text{円} \times 50 \text{株} \\ 1,711 \text{円} \times 800 \text{株} \\ 1,712 \text{円} \times 100 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。